

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量規制基準（素案）について

1 徳島県の総量規制基準に係るC値（素案）について

国が定める「業種等の区分」「時期区分」及び「C値の範囲」に変更がなく、第8次のC値を継続することで削減目標量を達成できる見込みであるため、第8次から据え置き（変更なし）とする。

資料1-6 化学的酸素要求量（COD）のC値

資料1-7 窒素含有量のC値

資料1-8 りん含有量のC値

(参考)

2 適用する地域

海部郡（美波町赤松地区を除く。）を除いた県内区域

3 適用する工場・事業場等

1日当たり平均的な排水量が 50m^3 以上の特定事業場

4 総量規制基準（排出が許容される汚濁負荷量）の算出式

$$\text{COD } L_c (\text{kg}/\text{日}) = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n (\text{kg}/\text{日}) = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p (\text{kg}/\text{日}) = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

※Qは、表1の時期区分の特定排出水の水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)

※Cは、Qの時期区分ごとの水量に対応して、都府県知事が定める値（濃度：mg/L）

表1 Q（特定排出水の量）の時期区分

時期区別水量	COD	窒素	りん
S5.6.30以前の水量	Q_{co}	Q_{no}	Q_{po}
S5.7.1～H3.6.30に増加した水量	Q_{ci}		
H3.7.1～H14.9.30に増加した水量	Q_{cj}		
H14.10.1以降に増加した水量		Q_{ni}	Q_{pi}